



事務連絡
令和元年11月14日

建設業労働災害防止協会 奈良県支部長 殿

奈良労働局労働基準部
健康安全課長

外国人建設就労者等建設業に従事する外国人労働者の
労働災害防止の徹底について（協力要請）

平素から労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設業においては、平成27年4月1日に外国人建設就労者受入事業が開始され、平成31年4月1日に新たな在留資格である「特定技能」が創設されているところですが、外国人建設就労者等建設業に従事する外国人労働者に関する労働災害を防止するためには、受入建設企業において労働安全衛生法令等に基づき安全衛生を確保するための措置を適切に講じていただくことが求められています。

つきましては、貴団体の会員事業場等に対し、別添の「外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。（リーフレット）」を周知いただき、外国人建設就労者等建設業に従事する外国人労働者の労働災害防止の徹底に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

